

令和6年2月8日

上田市長 土屋 陽一 様

上田市公立大学法人評価委員会
委員長 田村 秀



意見書

公立大学法人長野大学が行う出資等に係る不要財産の納付の認可について、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第42条の2第5項の規定に基づく当委員会の意見は下記のとおりである。

記

法第42条の2第1項に規定する不要財産の納付の認可については、意見はない。
ただし、次のことに留意しながら、取り組むことが必要である。

【留意事項】

- 1 市が責任をもって、後々に問題を残さないよう、財産について適切に処理すること